

覚 書

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構（以下、「甲」という。）と〇〇法人 〇〇大学（以下、「乙」という。）とは、本件データ（第1条にて定義される。）を、甲の研究機関である国立情報学研究所が乙に提供することに関して、以下の通り覚書（以下、「本覚書」という。）を締結する。

（提供情報の内容）

第1条 本覚書における「本件データ」とは、株式会社 Insight Tech（以下「Insight Tech」という。）が自己の業務として一般消費者である投稿者より取得した様々な不満に関するデータであり、これに係る知的財産権等（特許権、実用新案権、意匠権、その他著作権を含む）は、Insight Tech 又は投稿者に帰属している。乙は、本件データ、本件データの複製物、その他甲のウェブサイトにより通知するデータ及び本件データの利用に伴う関連資料等を提供情報として甲から提供されるものとする。

（利用許諾）

第2条 甲は、Insight Tech との間で締結した「データ提供及び利用に関する契約書」（以下、「基本契約」という。）に基づく権原により、乙に対して本件データの利用を許諾する。

2 本件データの利用に対する対価は、これを無償とする。

（利用許諾の範囲）

第3条 乙は、本件データを情報学に関連した研究目的（以下「本目的」という。）のためにのみ利用することができるものとし、商用利用及び本目的外利用をしてはならないものとする。

2 本覚書において本件データを利用する者の範囲は、下記の研究代表者及び当該研究代表者と同一組織（研究室、グループ、プロジェクト等の名称を問わない。）に所属し、直接に共同して研究を行う者（以下「研究グループ」という。）とし、研究代表者に変更が生じた場合は、遅滞なく甲に通知するものとする。

記

研究代表者

所属・職名： 〇〇学部 〇〇学科・教授

氏名： 〇〇 〇〇

3 乙は、本件データ及び必要限度内で作成した本件データ複製物を前項に定める研究グループに対して開示、又は提供する場合、及び本目的の遂行に必要な場合を除き、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に対して開示、提供、貸与、公衆送信（送信可能化を含む）、配布等をしてはならないものとする。

4 乙は、本件データを解析、マッチング等により投稿者を特定する行為若しくは投稿者の知的財産権その他人格権等の権利又は利益を侵害する行為、又は Insight Tech の業務の運営に支障を与える行為及びこれらの行為を幫助する行為並びに公序良俗に反する行為をしてはならない。

5 乙は、第2項に定める研究グループの名簿を管理し、甲から求めがあった場合は、遅滞なく、これを甲に提出するものとする。

（提供の方法）

第4条 甲は、本件データを乙に提供する場合、電子的手段によるファイル転送等適宜の方法を用いることができるものとする。

（研究成果の公表）

第5条 乙は、本件データを利用して開発した技術、システム等（以下、「研究成果」という。）の公表及びメディアを対象とした広報や研究報告等を行う場合（メディアから取材依頼を受けた場合を含む）、公表予定日の1カ月前までに発表内容、日時、場所等について、甲を経由して又は甲及び Insight Tech に通知（当該通知後にその内容に変更が生じた場合の速やかな再通知を含む）しなければならない。当該通知を確認した Insight Tech から、法令違反、第三者の権利侵害等の観点から修正の要請を受けた場合には、可能な限りこれに応じるものとする。

2 乙は、研究成果の公表といえども、前項の公表等に伴う出版物又は印刷物等の資料に、適切な例示を超えて本件データを掲載してはならず、本件データから知得した特定の個人、組織及び商品・サービス名を識別することのできる情報（投稿者の知的財産権その他人格権等の権利又は利益を含む）等を記述してはならないものとする。

3 乙は、研究成果を公表する場合、次の文例又は別途甲と Insight Tech とで予め協議して決定した表記方法に従って、かつ印刷、映像、放送その他直接知覚することのできる方法を用いて明示しなければならないものとする。ただし、当該義務は、Insight Tech の保有する商標、サービスマーク、ロゴ等の利用を許諾されたものと理解してはならず、乙は、Insight Tech の承諾を得ることなくこれらを使用してはならない。

文例

本研究では、株式会社 Insight Tech が国立情報学研究所の協力により研究目的で提供している「不満調査データセット」を利用した。

4 甲は、本条第1項に規定する乙の Insight Tech に対する通知内容及び第6条第1項の通知内容について、Insight Tech に守秘義務を遵守させる義務を負うものとする。

（研究成果の帰属）

第6条 研究成果に関連する知的財産権は乙に帰属するものとする。ただし、乙は、研究成果についての知的財産権の登録申請を行う場合は、事前に甲を経由して又は甲及び Insight Tech に通知しなければならないものとする。

2 乙は、研究成果を商用利用することはできないものとする。

3 乙から提出されたデータに基づいて、甲が行った分析結果などに関連する知的財産権は、甲に帰属するものとする。

(覚書の有効期間)

第7条 本覚書の有効期間は、締結日より1年間とする。ただし、期間満了日の一ヶ月前までに、甲、乙いずれかの書面による本覚書を終了する旨の申し出がなされない場合、有効期間は、本覚書と同一の条件にて1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(報告書の提出)

第8条 甲が、乙に対し本件データを利用した研究活動に関する報告書を甲自ら又は Insight Tech の要請に基づき提出を依頼した場合、乙は、甲に対し、又は甲を経由して Insight Tech に提出するものとする。

2 乙は、前項に規定する乙の研究活動に関する報告書に対して、甲を経由して Insight Tech から共同研究等の要請又は優先的利用の要請を受けた場合、Insight Tech と諸条件につき誠実に協議するものとする。

(利用者情報の扱い)

第9条 乙は、本件データの利用等に関して甲に対して、提供した研究代表者等の氏名やメールアドレス等の情報を、統計、本件データに関する乙への連絡、及び本件データを利用した研究成果の収集・整理を目的に甲が自ら利用し、Insight Tech から要請がある場合は甲が Insight Tech に開示することに同意するものとする。

(データの利用中止)

第10条 乙は、本覚書が終了した場合又は基本契約が終了した場合、乙において本覚書に違反する行為により甲から本覚書を解約する旨の通知を受けた場合、或は本件データの著作権者から合理的な理由に基づき利用中止の要請を受けた場合は、速やかに本件データの利用を中止し、本件データの全てを消去するものとし、甲から要求があった場合は、消去した旨の書面を甲に対し提出するものとする。

2 乙は、本覚書に違反して甲及びInsight Tech に損害を与えた場合、本覚書の解約の有無にかかわらず、損害を賠償する責めを負うものとする。

3 乙は、本件データの利用に関して投稿者を含む第三者よりクレームを受けた場合は、訴訟係属の有無にかかわらず、クレームの内容、進捗、決着について、甲に対し、又は甲を経由してInsight Tech に報告するものとする。

(免責事項)

第11条 甲及び Insight Tech は、本件データが現状有姿で提供されるものであり、バグ等の瑕疵のないこと、コンピュータウイルス等有害情報が含まれないこと、第三者の知的財産権その他の財産権、人格権等を侵害していないこと、利用者の要求する有用性を満足させること等を乙に対して保証するものではなく、また本件データを利用したことにより、乙の被った損害の一切から免責されるものとする。乙は、本件データの利用により生じた不利益を自らの責任において、一切の解決を図るものとする。

(反社会的勢力の排除)

第12条 甲及び乙は、現在及び将来において、暴力団及びその関係者等の属性を有しないことを表明し保証する。

(契約上の地位の譲渡)

第13条 乙は、甲の書面による事前の同意を得ることなく、本覚書に基づき生じた権利義務の一部又は全部について、第三者に譲渡、担保の設定をしてはならないものとする。

(協議事項)

第14条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、問題を解決するものとする。

(管轄裁判所)

第15条 甲及び乙は、本覚書に関する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(留意事項)

第16条 甲及び乙は、本件データの利用に当たって、乙と Insight Tech との間で別途成立している契約又は規約等(以下、「本件規約等」という。)があり、本件規約等の内容と本覚書の定めとが抵触する場合は、本件規約等の定めが優先することに同意する。

本覚書の成立の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 : 東京都千代田区一ツ橋2-1-2
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構
国立情報学研究所
所長 喜連川 優 印

乙 :

印